

新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した留学生へ 本学の授業料免除制度の追加申請について

新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、授業料納付が困難になった私費外国人留学生(学部・大学院)を対象に信州大学の授業料免除(2020年度前期)の追加申請を受け付けます。

追加申請期間：2020年6月15日(月)～6月30日(火)

● 対象要件

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、アルバイト収入や父母・配偶者からの援助が昨年の1/2以下となり、経済的に困っている私費外国人留学生。(留年している人、GPAが基準より低い人でも申請できます)

● 必要書類(書類は片面A4サイズで提出してください)

□ 既に授業料免除(2020年度前期)を申請された方

以下の追加書類を提出してください。前期免除額が増える可能性があります。(例:半額免除→全額免除、不許可→1/3免除)

追加書類

[家計急変申告書ダウンロード](#)

□ 授業料免除(2020年度前期)を申請されていない方

[家計急変申告書](#) 及び [通常の授業料免除の申請書類](#) を提出してください。

家計急変により授業料の支払いが困難であると認められた場合、納入された前期分授業料の減免額を9月(予定)に返金します。

全員共通

[家計急変申告書ダウンロード](#)

+

・大学院生

[通常の授業料免除申請書類 一括ダウンロード](#)

・2019年度以前入学の学部生

(申請のしおり・提出書類チェック表・免除願・記入例)

・2020年度入学の学部生
(編入生を含む)

[通常の授業料免除申請書類【学部新入生】一括ダウンロード](#)

(申請のしおり・免除願・記入例)

● 提出方法

現在の居住地	提出方法
日本国内にいる留学生	配達記録が残る方法(レターパックライト・特定記録・簡易書留等)で6月30日(必着)までに学生総合支援センターへ送ってください。封筒の表に「 免除申請(コロナ) 」と朱書きしてください。 〒390-8621 松本市旭3-1-1 信州大学 学生総合支援センター
新型コロナウイルスの影響で渡日できず(一時帰国者を含む)、海外にいる留学生	6月30日までに申請書類をEメール(PDF)で送付してください。 送付先: syougak@shinshu-u.ac.jp

● 問合せ先

信州大学 学生総合支援センター 授業料免除担当 TEL 0263-37-2199